

# デイサービスうと本町

## (指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業)

### 重要事項説明書

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

- ・法人名 医療法人社団 金森会
- ・施設名 指定通所介護 デイサービスうと本町
- ・所在地 〒869-0433 熊本県宇土市新小路町 2 番地
- ・電話番号 (0964)24-5888 FAX (0964)24-5887
- ・管理者名 園田 直美
- ・介護保険事業所番号 (第 4371100696 号)

##### (2) 指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業の事業所の目的及び運営方針

デイサービスうと本町では、要介護、要支援状態となった場合でも、可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、心身機能の維持回復と介護負担の軽減を図り、在宅生活の継続に向けて援助いたします。

##### (3) 施設の法令の定める施設の職員体制

職種	人員	業務内容
管理者	1 名	従業者の管理、業務の実施状況の把握等
生活相談員	1 名	相談援助、連絡調整、苦情受付等
介護職員	1 名	介護業務
看護職員	1 名	看護介護業務
機能訓練指導員	1 名	機能訓練・在宅に向けての指導等
事務員等	1 名	事務業務

##### (4) 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜～土曜日 (お盆、正月を除く※事前にご連絡します。)

営業時間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで (時間外延長あり)

##### (5) 指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業の定員 18 名

##### (6) 指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業の概要

指定地域密着型通所介護及び宇土市介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」) の第一号通所事業 (以下「指定通所介護等」という。) は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス・介護予防ケアマネジメントに基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、必要な日常生活の世話や機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる通所介護・第一号通所介護の提供にあたる従業者の協議によって、指定通所介護等計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者 (ご家族) のご希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

(7) サービスの内容

- ① 指定通所介護等計画の立案
- ② 食事（ご希望に応じて身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします）
- ③ 入浴（家庭用浴槽にてお一人ずつ介助いたします）
- ④ 看護介護サービス
- ⑤ 機能訓練（生活リハビリテーション、レクリエーション等）
- ⑥ 相談
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 地域ボランティアとの交流

(8) 通常の事業の実施地域、原則宇土市

(9) サービス利用にあたっての留意事項

1. 休まれる場合の連絡について

- ・ 都合が悪くなって休まれる場合にはできるだけ早めにご連絡下さい
- ・ 連絡される際は地区、氏名、休まれる理由等を添えてお伝え下さい

2. その他の留意事項

- ・ 居宅サービス計画と個別サービス計画に位置付けた上で、送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯、点灯、着替え、ベッドへの移乗等）を通所介護の所要時間に含めることとする（時間は30分以内とする）
- ・ 当施設では、利用者の自立支援のため、できる限り離床して、身体能力を最大限活用した援助を行います。また、原則として利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。十分注意致しますが、自ら転倒された場合等の怪我にはご理解下さい。

(10) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関                      金森医院                      宇土市本町6丁目5番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(11) 非常災害対策

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の火災に対処する計画を策定し、定期的に防火及び消防設備の保守点検及び避難、救出、消火通報訓練を行っております。

- ・ 防災訓練                      年2回

(12) 禁止事項

- ・ 利用者間での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」
- ・ 喧嘩、口論、その他他人の迷惑となる行為
- ・ 飲酒、指定以外の場所での喫煙

(13) 要望及び苦情等の相談

相談・苦情に関する常設窓口として相談担当者を配置しています。  
来設時や電話などお気軽にご相談、お申し出下さい。又、ホームページやご意見箱も  
設置しておりますのでご利用ください。

担当者 [管理者・看護師] 園田 直美 [生活相談員] 武田 由美  
松永 保志

ホームページアドレス <http://www.kanamori.or.jp>  
電話番号 (0964)24-5888 FAX (0964)24-5887

(14) 要望及び苦情の処理方法について

- ・利用者及び家族などからの苦情をお受けした時は、まず担当者が苦情の内容をお聞きし、事情（事実）を確認します。
- ・当事業所の管理者は、苦情内容に応じて必要により検討会議を開催し、改善すべき事項の処理策を作成し、苦情を申し立てた方に説明し同意を得ます。
- ・当事業所の管理者は、利用者等からあった苦情事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されていないと判断される場合は、利用者等の意向に沿ったサービスの提供がなされるように十分な配慮を行います。
- ・苦情内容・処理経過については記録保存し、苦情を申し立てた方の同意がある場合は掲示を行い、再発防止及び後のサービス提供に役立てるようにします。
- ・苦情処理については、他の業務に優先して行うものとします。
- ・当事業所が行うサービスの提供により、利用者に賠償すべき事項が発生したときは、速やかに賠償します。

<別紙1>

指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業サービスの利用料金について

(令和6年6月1日現在)

(1) 指定地域密着型通所介護の基本料金（保険給付の自己負担額）

※記載されている料金は、1割の自己負担額の方の場合を表記。一定以上の所得がある方については、介護保険利用者負担の割合が2割・3割負担となります。

(負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。)

①基本料金

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	416円	・要介護4	600円
・要介護2	478円	・要介護5	663円
・要介護3	540円		

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	436円	・要介護4	629円
・要介護2	501円	・要介護5	695円
・要介護3	566円		

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	657円	・要介護4	1,013円
・要介護2	776円	・要介護5	1,134円
・要介護3	896円		

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	678円	・要介護4	1,049円
・要介護2	801円	・要介護5	1,172円
・要介護3	925円		

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	753円	・要介護4	1,172円
・要介護2	890円	・要介護5	1,312円
・要介護3	1,032円		

[8時間以上9時間未満]

・要介護1	783円	・要介護4	1,220円
・要介護2	925円	・要介護5	1,365円
・要介護3	1,072円		

[延長加算]

9時間以上10時間未満50円/日

10時間以上11時間未満100円/日

## ②サービス提供体制強化加算

(厚生労働大臣が定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定)

### イ.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22円/回

(基準)介護職員のうち介護福祉士が70%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上

### ロ.サービス提供体制強化加算(Ⅱ)18円/回

(基準)介護職員のうち介護福祉士が50%以上

### ハ.サービス提供体制強化加算(Ⅲ)6円/回

(基準)介護福祉士40%以上もしくは勤続7年以上が30%以上)

## ③個別機能訓練加算

### (Ⅰ)イ 56円/回

(基準)機能訓練指導員を専従で1名以上配置(配置時間の定めなし)し、個別機能訓練計画書を作成の上機能訓練を実施した場合。

### (Ⅰ)ロ 76円/回

(基準)機能訓練指導員を専従で1名以上配置(サービス提供時間帯通じて)し、個別機能訓練計画書を作成の上、機能訓練を実施した場合

### (Ⅱ) 20円/月(加算Ⅰに上乗せして算定)

(基準)加算Ⅰに加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出しフィードバックを受けていること

## ④入浴介助加算

### (Ⅰ) 40円/回

(基準)入浴介助を適切に行うことが出来る人数及び設備を有している

### (Ⅱ) 55円/回

(基準)Ⅰの要件に加えて、医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価または環境整備に係る助言を行う事。その上で、個別の入浴計画を作成し、その計画に基づき自宅に近い環境で入浴介助を行う事

## ⑤口腔・栄養スクリーニング加算

### (Ⅰ) 20円/6ヶ月に1回を限度

(基準)利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者担当の介護支援専門員に提供していること

### (Ⅱ) 5円/6ヶ月に1回を限度

(基準)利用者が栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能

⑥生活機能向上連携加算

(Ⅰ) 100円/月 (3月に1回を限度)

(基準) 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で個別機能訓練計画書を作成等すること。また、理学療法士等や医師は、サービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うこと。

(Ⅱ) 200円/月 ※ⅠとⅡの併算定は不可

(基準) 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定

⑦認知症加算60円/月

(基準) 必要な人員基準を満たし、日常生活自立度、認知症ランクがⅢ以上の場合

⑧若年性認知症利用者受入加算60円/回

(基準) 若年性認知症と診断された利用者に個別に担当者を定め個別対応を行った場合

⑨送迎に関する減算について-47円/片道

(基準) 利用者が自ら通う、家族送迎など事業所は送迎を実施しない場合

⑩栄養アセスメント加算50円/月

(基準) 利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、その結果を説明。必要に応じて相談に応じた場合

⑪介護職員等処遇改善加算(令和6年6月から)

基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総利用額に、対象となる加算率を乗じた利用額とする。

(Ⅰ) 9.2% (Ⅱ) 9.0% (Ⅲ) 8.0% (Ⅳ) 6.4% (Ⅴ(1)～(14)) 8.1%～3.3%

⑫科学的介護推進体制加算1月40円

利用者ごとのADL値や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直しや厚生労働省からの情報を活用する。

※②～⑫の加算につきましては、事業所の体制状況により、算定内容が変わるものがあります。

## (2) 宇土市介護予防・日常生活支援総合事業の利用料金

### 1. 〈現行相当の通所介護〉

(利用時間及び回数につきましては、ご利用者ごとに立てられる介護予防ケアマネジメント計画書に基づき、必要度に応じた回数・内容を提供いたします。)

#### ①基本料金

事業対象者・要支援1・2

ア.週に1回程度利用 1,672円 (一か月につき)

イ.1月につき4回までの利用 384円 (1回につき)

事業対象者・要支援2

ア.週に2回程度利用 3,428円 (一か月につき)

イ.1月につき5回から8回までの利用 395円 (1回につき)

#### ②サービス提供体制強化加算 (一か月につき)

厚生労働大臣が定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

##### (Ⅰ)

事業対象者・要支援1 88円

事業対象者・要支援2 176円

要支援2(週1回程度) 88円

(基準) 介護職員のうち介護福祉士が70%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士25%以上

##### (Ⅱ)

事業対象者・要支援1 72円

事業対象者・要支援2 144円

要支援2(週1回程度) 72円

(基準) 介護職員のうち介護福祉士が50%以上

##### (Ⅲ)

事業対象者・要支援1 24円

事業対象者・要支援2 48円

要支援2(週1回程度) 24円

(基準) 介護職員のうち介護福祉士が40%以上もしくは勤続7年以上の介護福祉士30%以上

#### ③運動器機能向上加算 225円

※ 介護予防ケアマネジメント計画書に基づき、算定いたします。

#### ④若年性認知症利用者受入加算240円

(基準) 若年性認知症と診断された利用者に個別対応を行なった場

#### ⑤事業所評価加算

前年度の実績に基づき、事業所評価として120円加算される事があります。

⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算

事業所の介護報酬（①～⑤で算定するもの）×1.0%

⑦ 介護職員等処遇改善加算

基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総利用額に、対象となる加算率を乗じた利用額とする。

(Ⅰ) 9.2% (Ⅱ) 9.0% (Ⅲ) 8.0% (Ⅳ) 6.4% (Ⅴ (1)～(14)) 8.1%～3.3%

⑧ 科学的介護推進体制加算 1月40円

利用者ごとのADL値や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直しや厚生労働省からの情報を活用する。

※加算につきましては、事業所の体制状況により、算定内容が変わるものがあります。

2. 〈緩和した基準によるサービス〉

利用時間及び回数については、ご利用者ごとに立てられる介護予防ケアマネジメント計画書に基づき、必要度に応じた回数・内容を提供する。(1回あたりの自己負担とする)

① 基本料金

事業対象者・要支援1・2 305円 (1回につき)

(事業対象者・要支援1 原則週1回 要支援2 週2回まで)

(3) その他の料金

① 昼食代 640円/日

② おやつ代 60円/日

③ おむつ代 (1枚あたりの単価)

イ. 紙パンツ ML: 136円 LL: 152円 尿取りパット: 21円

ロ. フラット: 31円 オムツ: 105円

④ その他材料代 実費

※行事等で個人用の材料費が必要となる場合 (希望される方のみ)

(4) 支払い方法

原則として金融機関口座からの自動引き落としとしてお願いいたします。

- ・振替日 毎月26日
- ・金融機関 銀行、信用金庫、農協、郵便局、労金等
- ・口座名義 本人、または家族
- ・手数料 無料(当方負担)
- ・手続等 金融機関届出印が必要です。振替依頼書は準備してあります。



## 個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

デイサービスうと本町では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、おあずかりしてる個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －開始中止等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供